

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第2回 所沢市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成28年2月4日(木)午後6時から午後7時10分まで
開 催 場 所	市役所高層棟3階 301会議室
出席者の氏名	星野 泉、三上 誠、藤田 由紀子、西村 昭治、梅本 晶絵、高柳 進、浅見 茂樹、木村 裕一、小松田 和記子、石橋フサ子
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 『所沢市自治基本条例&所沢市市民参加を進めるための条例』のパンフレット作成の報告について (2) 住民投票について (3) その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所沢市市民参加を進めるための条例</li> <li>・ 市民参加等にかかる主な取り組み一覧(平成26年度)</li> <li>・ 資料1 所沢市自治基本条例&amp;市民参加を進めるための条例のパンフレット</li> <li>・ 資料2 住民投票制度について</li> <li>・ 資料3 住民投票(直接請求)の種類と比較</li> <li>・ 資料4 所沢市の「防音校舎の除湿工事(冷房工事)の計画的な実施に関する住民投票条例」の制定を求める直接請求の経緯</li> <li>・ 資料5 全国の住民投票について</li> </ul>
担 当 部 課 名	<p>経営企画部長 桑原 茂、経営企画部次長 平田 仁、</p> <p>経営企画課長 鈴木 哲也、経営企画課主幹 平栗 正之、</p> <p>経営企画課主査 河西 秀樹、経営企画課主任 内野 由実子、</p> <p>経営企画課主任 三宅 大輔</p> <p>経営企画部経営企画課 電話 04(2998)9027</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>開会前に新任の西村昭治委員に対し、経営企画部長より委嘱状の交付を行った。</p> <p>次に、委員全員の自己紹介、事務局の自己紹介を行った。</p> <p>以降、星野委員長の進行により議事が進められた。</p> <p>（１）『所沢市自治基本条例&amp;所沢市市民参加を進めるための条例』のパンフレット作成の報告について</p>
事務局	事務局からの説明
委員	パンフレットの説明の「謎かけ」は職員の発想なのか。
事務局	そのとおり。
委員	市全体のイラストで行政区が新所沢、新所沢東で分かれてないようだが。
事務局	スペースの関係でイラストのような標記になった。
委員	イラストが多いことから、文字が多いパンフレットよりも見やすいため評価できる。
委員	自治基本条例と市民参加を進めるための条例を一緒にしたことで、市民目線から見ても理解がしやすい。
委員	住民投票条例が制定された場合は３条例一緒のパンフレットを作成するのか。
事務局	その方向で検討する。
委員長	新しいパンフレット作成にあたっては地図、謎かけ・イラストの採用を考慮するようお願いをする。

	( 2 ) 住民投票について
事務局	事務局からの説明
委員長	所沢市自治基本条例、所沢市市民参加を進めるための条例、所沢市住民投票条例。3つの条例一体という考えからいうと一つ欠けている状態であると言える。
委員	以前、ある踏切の案件で署名を集めた経験があるが、なんでもかんでも住民投票とする風潮には問題があるのではないかと慎重に審議する必要があると考える。
委員	所沢市のエアコンの住民投票率が30%台であったが、それで民意が反映されたといえるのかという疑問がある。住民投票では約3,700万円かかっており、実施にあたっては十分な審議が必要であるとする。
委員	案件にかかわらず、住民投票を実施するといった流れがあるようだが、頻繁に住民投票があるようであれば、コスト面を考慮する必要がある。
委員	民意を反映するのが議会であるとかんがえるが、議会が機能せず民意が反映されないような状態であれば、最後の砦として、住民投票が必要だと考える。 例えば商品開発では、7割の賛成がなければ商品にならない。先の住民投票が30%であったことを考えると民意を反映しているとは考えにくい。
委員	そもそも、住民投票にふさわしいテーマというものがあるのではないかと。

委員長	<p>少し住民投票に否定的な意見が多いが、自治基本条例を推進するという立場からコメントする。</p> <p>仮に所沢市で自治基本条例に基づく住民投票を実施するには、約6万人近い署名を集めることになるため実現は難しい。地方自治法と比較すると、実施するためのハードルが高いため、住民投票条例の制定の必要が無いとの意見もある。</p> <p>しかし、市を大きく2分するような大きな事件が起き、議会が機能せず、民意が反映されない場合、コスト面の問題はあがあるが、必要性はあると考える。</p>
委員	<p>最近の所沢市の投票率は約40%であるが、自治基本条例における住民投票を行った場合は有権者数の20%を集める必要がある。(投票者の半分の署名)</p> <p>地方自治法の場合は条例によるものの場合に必要な署名が約5000件、議会の解散請求があった場合は約93,000件の署名が必要であることから、自治基本条例における住民投票に必要な署名数は約57,000件と丁度よい件数と感じる。</p>
委員長	<p>実際のところ約57,000件というハードルはかなり高く、頻繁に住民投票が行われることは無いと想定される。</p>
委員	<p>1回の住民投票で約3,700万円ということだが、大部分は人件費ということか。</p>
事務局	<p>人件費及び印刷費がほとんどを占めている。</p>
委員長	<p>投票率が何%になるかが論点になるのでは。</p>
委員	<p>所沢市では投票率が下がっており、30%に満たないことも多い。昔からいる住民が少なくなり市政に関心のある住民が少なくなっているのではないかと。住民に選挙に行ってもらっていただくよう推進するのも大</p>

<p>委員長</p>	<p>切だと考える。</p> <p>住民投票の結果の尊重に関する規定について定めることができるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>所沢市自治基本条例にはその結果について「尊重する」とあり、先の住民投票においては「その結果を斟酌する」とした。</p>
<p>委員</p>	<p>外国人の投票についてはどう考えるか。所沢市自治基本条例では「平等の原則」「ユニバーサルデザイン」「国際交流」をうたっている。</p>
<p>委員長</p>	<p>全国に自治基本条例が多数あるが、その点については論点になっている。現在、外国籍の人口が増加していることもあるため、今後の課題といえる。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会においても、様々な議論がなされたところである。</p> <p>(3) その他 特になし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>